高知保険医協会FAXニュース No.16

高知保険医協会事務局
２０２０．５．７

アンケートで「患者減少」医科 83%、歯科 98%　国と県へ緊急要望書を提出

４月 20 日から 28 日まで会員の皆様にご協力いただいた「新型コロナウイルス感染拡大の影響に関する緊急アンケート」は、医科・歯科開業医会員 437 名中 196 名の先生方からご回答いただき、その結果をもとに「緊急要望書」にまとめ、国と県に提出させていただきました。詳細は明日発送の協会ニュース５月号をご覧ください。

５月１日(金)の県への要望書提出時に対応していただいた医療政策課の川内課長は、感染防止のためのマスク等の医療資材の不足状況には、さらに対応していくとのことでした。マスクの在庫がすでになくなっている医療機関があれば、協会までご連絡ください。県から要請を受けて「帰国者・接触者外来」を開設している医療機関以外で「発熱外来」を設置し、防護服の不足等支援が必要な場合も県が相談に応じるとのことです(希望があれば協会までご一報ください)。保険診療収入が「５割以上減った」とする医療機関が、医科の５%、歯科の 14%となっている中、「要望書」で、収入減少を支援する医療機関独自の制度の検討を求めました。

要望書提出後、記者会見でアンケートの結果と要望書の提出を発表し、当日夕方のＲＫＣ高知放送のニュースで記者会見の模様が放送されたとともに、翌日の高知新聞、朝日新聞朝刊で取り上げられました(以下参照)。

開業医 8割以上が減収

高知保険医協「支援必要」

県内の医師や歯科医師でつくる高知保険医協会（広田耶水会長）が、会員の開業医に新型コロナウイルスの影響を聞いたところ、受診数が減ったなどで医科の８割以上、歯科の９割以上で収入が減っていることが分かった。スタッフの給料が払えない「平年持たない」などの声もあり、同協会は「医療機関への支援が必要だ」と訴えている。

アンケートは４月20～28日、開業医師へ対象にファクスで行い、196人（医科138人、歯科58人）から回答を得た（回答率45%）。

感染への不安による受診控えなどで、外来患者数は医科の83%、歯科の98%が「減った」いう。

医療資材のうち、防護服やゴーグル、フェースシールドが特に不足しており、防護服は「既に足りない」と答えたのは、医科の61%、歯科の61%が「既に足りない」と回答。医療用マスクは、計約６割が「充足」「在庫１カ月以上」と答えた。

同協会は８月１日、収入減に対する支援制度の創設▽医療資材の安定供給▽新型コロナ健康相談センターの機能強化などを求める要望書を県に提出した。水野さより事務局長は「このままでは、廃業が続出しないうちに地域から医療機関が消えることもあり得る」と強調した。（山本 仁）

2020.5.2 高新

四万十市 点灯の輪

四万十市の郷土博物館は4月28日夜から、鮮やかな青色に染められた。夕日が9時。（岩原雅俊）

県内医師54%「防護服不足」

保険医協会 県に支援要望

高知保険医協会は1日、新型コロナウイルスの影響について県内の開業医の医師と歯科医師を対象に実施した緊急アンケートの結果を公表した。医師の83%、歯科医師の98%が「患者数が減少している」と回答した。4月20～28日に計437人にアンケートを実施し、196人が回答した。患者数が2月以降に50%以上減ったと回答したのは、医師で7%、歯科医師で13%だった。

医療用資材が不足している現状も浮き彫りになった。マスクは一定数が確保できている一方、防護服は医師の54%、歯科医師の61%が「既に足りない」と答えた。ゴーグルとフェースシールドについても「既に足りない」と答えたのは、医師の64%、歯科医師の49%に上った。

風評被害については「病院内で感染者が出たとうわさが流れた」「看護師にプライバシーはないと言われた」などの声が寄せられた。

同協会は1日、これらのアンケートをもとに県へ「緊急要望書」を提出した。収入の減少や、感染者の発生で休業せざるを得ない医療機関への独自の支援制度を求めた。同協会の浜田正道事務局次長は「解雇や閉院を考えている病院もある。医療機関も危機的な状況ということを知って欲しい」と話した。（加藤秀彬）

2020.5.2 朝日

ベルマークだより

【4月の運動】
◇効率を積み立て
高知市 杉の子せと幼稚園、小高坂小、高知小▽南国市 後免野田小▽香美市 香美小▽四万十市 具同小▽香美市 山田小▽本山町 本山小

高知県の「緊急事態措置」等について(県庁ホームページより)

高知県　新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置等

5月6日に終了

1. 昼夜を問わない不要不急の外出自粛
2. 休業要請（接待を伴う飲食店、カラオケボックス、ライブハウス）
3. 営業時間短縮の協力要請（飲食店、旅館・ホテルの飲食提供）

⇒ 要請解除

5月7日～31日まで

1. 不要不急の他県との往来自粛（観光などによる県外からの来高を含む）
2. 「夜間の繁華街の接待を伴う飲食店」、「カラオケボックス」、「ライブハウス」への出入り自粛
3. 一定規模のイベント等の開催・参加の自粛
   10人以上のイベント等自粛：5月20日まで　　50人以上のイベント等自粛：5月31日まで
4. 「新しい生活様式」の実践

その他の取り組み	・在宅勤務（テレワーク）や時差出勤等の推進
県立施設	・原則、5月１１日から開館
県立学校	・原則、5月２５日から再開の方針

ＰＣＲ検査のための検体採取を歯科医師も

ＰＣＲ検査のための鼻腔・咽頭拭い液の採取を行う医師、看護師、臨床検査技師の確保が困難で、患者さんが同意している場合、必要な研修を受けた歯科医師が行うことを可能とする、厚労省の事務連絡が、４月 27 日付で発出されました。検査の必要性を歯科医師が判断するわけではない。